

高齢者福祉施設整備事業補助金の流れ

1.補助金交付申請書の提出 【区⇒市（福祉事務所）】

- 添付書類 ①実施計画書（事業が必要な理由を明確に）
②予算書
③業者に施工を依頼する場合は見積書（写）
④現場写真（工事個所・建物やその周辺）
⑤案内図

※注意

（補助対象事業）

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、他の補助を受ける事業は、原則として対象外とする。

- （１）区が維持管理するゲートボール場整備事業
- （２）区が維持管理する老人憩いの家整備事業

（用語の定義）

この要綱において、「整備事業」とは、次の各号に定めるとおりとする。

- （１）ゲートボール場の整地、フェンス、水道及び簡易トイレ等の設置、補修
- （２）老人憩いの家の施設補修

（補助金の額）

この補助金の対象は、当該整備事業に要する経費とする。補助率は2分の1とし、最高限度額は20万円とする。ただし、千円未満切捨とする。

2.補助金交付決定通知 【市（福祉事務所）⇒区】

3.事業の着工・完成 【区】

4.事業実績報告書の提出 【区⇒市（福祉事務所）】

- 添付書類 ①実績報告書
②完成写真
③決算書
④領収書（写し）※一旦全額をお支払ください。

5.補助金の額の確定通知 【市（福祉事務所）⇒区】

6.補助金請求書の提出 【区⇒市（福祉事務所）】

7.補助金の支払い 【市（福祉事務所）⇒区】